

# 令和5年度 剣淵中学校「いじめ防止基本方針」

## 1 はじめに

「いじめは、どの学校でもどの学級でも起こりうる。いじめは、受けた生徒の教育を受ける権利を奪い、将来にわたって傷跡を残すものである。」という基本認識に立ち、本校の生徒が楽しく豊かな学校生活を送ることのできる「いじめのない、いじめを決して許さない学校づくり」のために剣淵中学校いじめ防止基本方針を」策定する。

本校におけるいじめ防止のための基本方針として

- 学校・学級内にいじめを許さない雰囲気づくりに努める。
- 生徒・教職員に一人一人の人権を守る意識をより一層高める。
- 生徒同士・生徒と教職員等、校内における温かい人間関係づくりに努める。
- いじめの未然防止や早期発見に努め、適切な指導を行い、いじめに関する問題の解決を図る。
- いじめの未然防止や問題の早期解決に向けて、保護者・地域及び関係機関との連携を深める。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じ行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校は、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って、その背景や事実関係を十分に把握したうえで対応に当たる。

## 3 いじめの内容

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

\*上記以外にも「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- ・「発達障害を含む障害のある生徒」、「海外から帰国した生徒や外国人の生徒等」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒」、「東日本大震災による児童生徒」、「新型コロナウイルス感染症関する誹謗中傷」等に対し適切な支援を進める。

## 4 「いじめ」の未然防止について

### (1) 生徒への指導面

- ・生徒一人一人が、認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員であることを自覚できる学級づくりに努める。また、集団生活のマナーやルールを尊重する態度を身に付けさせる。
- ・日常の「分かる授業」「楽しい授業」により、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- ・思いやりの心や命の大切さを道徳の授業を含め、全ての教育活動の中で育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」との意識を全ての教育活動の中で育む。
- ・「いじめ」の場面に対して、見て見ぬふりすることは「いじめ」を増長することとの意識を育む。
- ・「いじめ」と感じたら止めることや、教師や友達に相談することが大切であることを指導する。
- ・学級会や生徒会活動において、生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう生徒の自主的な活動を推進する。
- ・自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実を図る。

### (2) 教職員としての姿勢

- ・生徒一人一人との信頼関係づくりに努める。

- ・生徒一人一人にとって、学級が「自分の居場所」と感じられる学級経営に努める。
- ・生徒一人一人が生き生きと主体的に参加できる授業づくりに努める。
- ・思いやりや命を大切にすることを道徳の授業や全ての教育活動の中で育むよう努める。
- ・細かな変化を見落とさないよう、生徒一人一人の状況について常に気を配るよう努める。
- ・生徒や保護者からの相談については、常に真摯に耳を傾けるよう努める。
- ・個々の教職員においては、常に確認・連絡・報告に努め、学年及び全校で情報を共有し、組織的に対応するよう努める。

### (3) 保護者の役割

- ・保護者は、子どもに、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分の認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むことが大切である。

## 5 いじめの早期発見、早期解決に向けて

### (1) 「いじめ」の未然防止・早期発見に向けて

- ・学級担任、教科担任及び全教職員が生徒一人一人に目を向け、情報を共有する。
- ・生徒一人一人に日常的に声かけをし、小さなサインも見逃さないようにするなど、いじめを軽視することなく「いじめ見逃しゼロ」を目指し、積極的に認知する。
- ・アンケート等を活用し、生徒の実情に応じた教育相談を実施する。
- ・日頃から保護者とのコミュニケーションに努め、連携を図るようにする。
- ・インターネットを通じて行われるいじめへの対処として、情報モラル教育や保護者への啓発に努めるとともに、必要に応じて関係機関に適切な援助を求める。

### (2) いじめの早期解決に向けて

- ・生徒一人一人の情報について、報告・連絡・相談を徹底し、全教職員の共通理解を図るとともに「いじめ防止・不登校等対策委員会」で協議するなど、組織的な対応に心がける。
- ・個々の生徒の指導に当たり、事実関係を把握するとともに、保護者関係機関への説明及び連絡を図り早期の解決を図る。
- ・「いじめ」の解決に向けて学校の方針や指導方法など適切に説明し、当該保護者の理解をえる。
- ・事案に応じて、医療機関や警察等の関係機関との連携体制を構築する。

## 6 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（相当の期間：少なくとも3か月を目安）

### (2) 被害生徒が苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性は十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめ被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

## 7 校内体制

### (1) 「いじめ防止・不登校等対策委員会」を特別委員会として校内組織に位置づけ、未然防止・早期発見・早期解決に向けた取り組みを推進する。

### (2) 「いじめ防止・不登校等対策委員会」の構成

教頭、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、養護教諭、該当担任で構成することを基本とし、必要に応じて他の職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家を加えることができる。（特別委員会規定参照）

### (3) 取組の把握と検証（PDCA）

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価に位置づけるとともに、いじめ防止・不登校等対策委員会を年6回開催し、取組が計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じて学校基本方針や年間計画の見直しなどを行う。

## 8 いじめ防止年間指導計画

剣淵中学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	・小学校引継ぎによる生徒状況把握 ・いじめのない学級づくり1(学活) ・個人面談(教育相談) ・家庭訪問	・前学年との引継ぎ ・いじめのない学級づくり1(学活) ・個人面談(教育相談) ・家庭訪問	・前学年との引継ぎ ・いじめのない学級づくり1(学活) ・個人面談(教育相談) ・家庭訪問	・いじめ防止基本方針確認・改善(職員会議) ・PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 ・第1回対策委員会(年間計画の確認・面談結果の共有・対策) ・いじめに関する校内研修①
5月	・生徒会によるアンケートの実施	・生徒会によるアンケートの実施	・生徒会によるアンケートの実施	「いじめアンケートの実施」
6月	・「いじめアンケートの実施」 ・個人面談 ・生徒会によるいじめ防止運動	・「いじめアンケートの実施」 ・個人面談 ・生徒会によるいじめ防止運動	・「いじめアンケートの実施」 ・個人面談 ・生徒会によるいじめ防止運動	・取組評価アンケート ・第2回対策委員会(生徒アンケートの結果・取組評価アンケート、家庭の様子の把握・改善対策)
7月	・保護者懇談(家庭の様子の把握) ・学校評価による生徒・保護者アンケートの実施	・保護者懇談(家庭の様子の把握) ・学校評価による生徒・保護者アンケートの実施	・保護者懇談(家庭の様子の把握) ・学校評価による生徒・保護者アンケートの実施	・学校評価(自己評価)の実施 ・第3回対策委員会(学校評価をうけた改善対策)
8月	・いじめのない学級づくり2(学活) ・「いじめアンケートの実施」	・いじめのない学級づくり2(学活) ・「いじめアンケートの実施」	・いじめのない学級づくり2(学活) ・「いじめアンケートの実施」	「いじめアンケートの実施」 ・取組評価アンケート
9月	・防犯教室 ・個人面談(教育相談)	・防犯教室 ・個人面談(教育相談)	・防犯教室 ・個人面談(教育相談)	・警察との連携 ・第4回対策委員会(生徒アンケートの結果・改善対策)
10月	・ネット等によるいじめ防止講習会 ・生徒会によるいじめ防止運動	・ネット等によるいじめ防止講習会 ・生徒会によるいじめ防止運動	・ネット等によるいじめ防止講習会 ・生徒会によるいじめ防止運動	・いじめに関する校内研修② ・学校評価(自己評価)の実施
11月	・保護者懇談(家庭の様子の把握)	・保護者懇談(家庭の様子の把握)	・保護者懇談(家庭の様子の把握)	・第5回対策委員会(生徒アンケートの結果・取組評価アンケート、家庭の様子の把握・学校評価の改善対策)
12月	・学校評価による生徒・保護者アンケートの実施	・学校評価による生徒・保護者アンケートの実施	・学校評価による生徒・保護者アンケートの実施	・学校評価の公表と課題改善・次年度に向けた取組計画の策定
1月	・いじめのない学級づくり3(学活) ・生徒会によるいじめ防止運動・改善	・いじめのない学級づくり3(学活) ・生徒会によるいじめ防止運動・改善	・いじめのない学級づくり3(学活) ・生徒会によるいじめ防止運動・改善	・第6回対策委員会(次年度に向けた改善計画立案)
2月	・学級の成果と課題(学活)	・学級の成果と課題(学活)	・豊かな人生・人間関係の醸成(学活)	
3月				

## 9 重大事態発生時の対応及び関係機関との連携

- (1) 「いじめ」の重大事態発生的事实を確認した時点で、緊急対策会議を設置するとともに教育委員会へ報告し指導・助言を仰ぎ、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) 調査結果については、「いじめ」を受けた生徒及び保護者、教育委員会、その他の機関に速やかに報告する。
- (3) 教育委員会及びその他の関係機関の指導・助言を仰ぎ、法に基づいて対応する。そのために普段より、いじめの解決の方向性について共通理解を図る。
- (4) 地域社会全体が「いじめは絶対に許されない」との意識に立つことが重要なことから、PTAやその他の会合において「いじめは絶対に許されない」「児童・生徒の健全育成」等を話題にするよう働きかける。

## いじめ防止・不登校等対策委員会の役割

- 学校のいじめ防止基本方針の策定や見直しを図る。
- 教職員、保護者・地域、外部専門家の連携を推進する。
- いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報の収集と記録、共有化を図る。
- いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開催する。

### ※対策会議の内容

- ①いじめの情報の迅速な共有 ②指導や支援の体制、対応方針の決定
- ③役割分担 ④関係のある子どもへの事実確認の聴取 ⑤保護者との連携

### ※緊急組織会議の内容

- ① 重大事態への対応 ②各関係機関との対応 ③マスコミ対応 ④組織の見直し

## いじめの対応フロー図

○重大事態の発生 ※校長が速やかに緊急組織会議を招集し対応にあたる

### ◆重大事態とは

- ①いじめにより学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより学校に在籍する生徒等が相当の期間、学校を欠席することを余儀されているうたがいがあると認められるとき。

- 学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ防止・不登校等対策委員会）を設置
- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
- 調査結果を学校の設置者に報告
- 調査結果を踏まえた必要な措置

